

第19回南相馬市総合美術展覧会開催要項

- 1 趣 旨 相双地方から広く作品を公募して展示公開し、美術に対する理解と関心を高め、関係団体及び作家の創作活動と市内の子どもたちの創作意欲を促し、美術の振興と情操の育成を図り、地方文化の向上に資する。
- 2 主 催 南相馬市教育委員会
- 3 共 催 南相馬市芸術文化協会、南相馬市小中学校長会
- 4 後 援 福島民報社、福島民友新聞社、朝日新聞福島総局、NHK福島放送局
読売新聞東京本社福島支局、毎日新聞福島支局、河北新報社
- 5 事務局 南相馬市教育委員会事務局 生涯学習課（電話0244-24-5249）
- 6 会 期 令和8年11月14日(土)～17日(火)午前9時30分～午後6時30分
- 7 会 場 小川町体育館（南相馬市原町区小川町322-1番地）
- 8 部門及び作品の規格

◇一 般 の 部

審査員及び招待作品の下記規格における下限は自由とする。

- (1) 日本画（含 水墨画、墨彩画、仏画。俳画、画賛も認める。）

規格＝6号以上100号までとし額装（ガラスは使用しないこと。アクリルは可）とする。

（軸装可。書の規格に準ずる。）

- (2) 洋 画（含 水彩画、版画、パステル画、色鉛筆画）

規格＝8号以上100号までとし額装（ガラスは使用しないこと。アクリルは可）とする。

- (3) 書

規格＝A（縦物）61cm×242cm以内

B（横物）151cm×76cm以内

C（縦横自由）106cm×136cm以内

D 121cm×121cm以内

E（縦）170cm×（横）87cm以内

作品は、軸装または額装（ガラスは使用しないこと。アクリルは可）か枠張りとし、仕上がり寸法で上記の規格以内とする。

楷書以外の作品には、釈文をつけること。

- (4) 彫刻・工芸

彫刻、工芸美術（陶磁器、金工、染織、刺繍、人形、紙工、ガラス、七宝、皮革、木竹工、手工芸）、パッチワークなどの創作品に限る。ただし、刀剣、甲冑は除く。

規格＝工芸美術の平面作品は、縦横200cm以内とする。立体作品は、立方換算で、40cmの3乗以内とし、高さ及び長さは100cm以内とする。

パッチワークについては、縦横100cm以内とする。

- (5) 写真

規格＝単写真でA4判以上全紙以下パネル張りとする。

額装の場合、ガラスは使用しないこと。（アクリルは可）

◇小中学校の部（ただし、南相馬市内の小中学生に限る。）

- ・出品依頼による点数とし、1人1点を原則とする。
- ・氏名、題名等を所定のカードに記入し、作品に貼付すること。

(1) 平面作品 = 画用紙(四ッ切判、54cm×38cm以内)

(含版画) 台紙白ボール紙(64cm×48cm)

(2) 立体作品 = 60cm×60cm×60cm以内。ただし、共同制作の場合は、3人までの共同とする。

(3) 書(含硬筆) = 半紙(24cm×34cm以内)。硬筆についても半紙大とし、縦長使用とすること。

(4) 技術家庭 = 創作品に限る。作品は額装、台紙張等にする。こと。(ただし、中学生に限る。)

9 出品規定

- ・出品者 相双地方在住及び出身者とする。
- ・出品作品 自己の制作で、原則として未発表のもの。ただし、過去1年以内に相双地方外の公募展に出品した作品の出品を認めるが、受賞又は入選したものは、審査対象外とする。なお、他の公募展への出品作品については、出品票に出品歴及び受賞・入選歴を記載すること。
- ・出品点数 各部門1人1点。
- ・出品票 作品には出品票を貼付すること。
- ・その他 吊り下げる作品は、必ず「展示用吊りひも等」を付けること。(彫刻・工芸を除く。)

10 作品搬入

(1) 一般の部 11月6日(金)午後3時から午後6時まで会場に搬入する。

(2) 小中学校の部 11月5日(木)・6日(金)午後1時から午後6時まで会場に搬入し展示を行う。

11 審査及び賞 11月7日(土)午後1時から会場にて行う。

(該当作品がない場合は、この限りではない。)

(1) 一般の部 市美展賞：1点、優秀賞：2点、奨励賞：出品数の1割(部門ごと)、
特別賞(依頼作品)：2点以内

(2) 小中学校の部 市長賞、教育長賞、奨励賞(部門ごと)

12 審査員(一般の部)

部 門	氏 名
日本画	齋藤 勝正
洋 画	酒井 昌之
書	松崎 龍翠
彫刻・工芸	坂内 憲勝
写 真	黒岡 隆

13 表彰式 11月15日(日)午後2時から小川町体育館にて行う。

14 作品搬出

(1) 一般の部 11月18日(水)午後3時から午後6時まで会場から搬出する。

(2) 小中学校の部 11月18日(水)・19日(木)午後1時から午後6時まで会場から搬出する。

15 招待依頼作品 南相馬市総合美術展覧会要項第7条第2号により、招待出品者・依頼出品者選出基準による。

16 審査講評 一般の部を対象として、審査結果における審査員の講評を11月7日(土)午後2時30分から午後3時まで会場において実施する。

17 その他 受賞作品の写真撮影、広報に関わる著作権は、主催者に帰属するものとする。